



株式会社 よみうりランド

遊びを、まん中に。

第95回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2019年6月20日（木曜日）午前10時

開催場所 東京都文京区後楽1丁目3番61号
東京ドームホテル 地下1階 天空

議 案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役13名選任の件
第4号議案 当社株式の大規模買付行為に
関する対応方針（買収防衛策）
の一部変更及び継続の件

目 次

第95回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	27
計算書類	30
監査報告	33
株主総会参考書類	37



(証券コード9671)

2019年6月3日

株 主 各 位

東京都稲城市矢野口4015番地 1
株式会社 **よみうりランド**

代表取締役
社 長 杉 山 美 邦

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月19日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月20日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都文京区後楽1丁目3番61号
東京ドームホテル 地下1階 天空
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第95期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第95期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役13名選任の件
 - 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 当社は、法令及び定款第20条の規定に基づき、添付すべき書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上のウェブサイト（<https://www.yomiuriland.co.jp/ir>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」②計算書類の「個別注記表」
 - したがって、本定時株主総会招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<https://www.yomiuriland.co.jp/ir>）において、修正後の内容を開示いたします。

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(※) 記載金額(消費税等抜き)は、原則として百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、建設や不動産などを中心に内需は堅調に推移しましたが、海外経済の減速を背景に外需は下振れし、企業収益や設備投資は足踏み状態が続きました。当社グループの関連する業界に影響を及ぼす個人消費については、不安定な株価動向のほか、記録的猛暑や暖冬などの天候要因に左右されやすかったものの、雇用や所得環境の改善を背景に緩やかに回復基調が続きました。

このような状況の下、当社グループは新たな顧客獲得を目指した新規イベントの開催や既存イベントの強化のほか、老朽化した施設改修などに対して積極的な設備投資をおこない、多角的に顧客満足度の向上に努めて参りました。

遊園地では、2018年3月の新アトラクション「ハシビロGO!」オープンを皮切りに、上半期は人気オンラインゲームとのコラボレーションイベントの受け入れや人気韓流アーティストが所属するYG ENTERTAINMENTとのコラボレーションイベント「YG SUMMER PARK 2018」などを開催し、新たな顧客層の開拓を図りました。下半期は、ゾンビをテーマにした参加型ハロウィンイベント「よみうりランドハロウィン～ゾンビ大量感染中～」や、全エリアをリニューアルし、好評につき延長開催となった冬のイルミネーションイベント「ジュエルミネーション」などが好評を博し、多くのお客様で賑わいました。

夏のプールWAIは、規模を拡大した本格的なナイトプール営業などが好評を博し、記録的な猛暑もプラスに作用した結果、開業以来最高の入場者数を記録しました。

川崎競馬場では、競馬ファンの来場促進イベントを積極的に開催し、主要レースで前年を超える入場者数を記録しました。また、好調なインターネット投票を背景に、2年連続で年間総売上高の最高記録を更新しました。施設面では、12月に1号スタンド3階の一部を、米国のGI「ケンタッキーダービー」をテーマにした有料エリア「ケンタッキーラウンジ」にリニューアルし、顧客満足度の向上を図りました。船橋競馬場では、インターネット投票の伸長もあり、ビッグレース「かしわ記念」をはじめとする本年度施行の重賞全11レースの内9レースで売上高記録を更新し、こちらも2年連続で年間総売上高の最高記録を更新しました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は219億5千7百万円（前年度比5.0%増）、営業利益は32億6千3百万円（同40.9%増）、経常利益は、35億3千7百万円（同37.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、23億3千8百万円と、固定資産売却益の計上があった前年度と比べ、10.8%減となりました。

次にセグメント別の概況をご報告いたします。

① 総合レジャー事業

[遊園地部門]

遊園地は、新アトラクション「ハシビロGO!」の3月オープンを皮切りに、4月は人気オンラインゲームとコラボレートしたイベントや人気俳優が手掛ける舞台を受け入れ、新たな顧客層の獲得で入園者数の上積みにも努めました。ゴールデンウィークには恒例の食イベントを、装いを新たに「裏メニューフェス」として開催、6月には10回目を迎えたほたる観賞イベント「ほたる・ねぶたの宵」を開催し、さらなる集客を図りました。その後も、初となる人気韓国女性グループのハイタッチ会や、人気韓流アーティストが所属するYG ENTERTAINMENTとのコラボレーションイベント「YG SUMMER PARK 2018」、話題のバーチャルYouTuberをテーマにしたイベント「Vtuber LAND」などを開催し、幅広い顧客層に遊園地の訴求をおこないました。また、園内で水を掛け合うずぶ濡れイベント「ビッジョバ!!」や、たくさんのゾンビとともに仮装を楽しむハロウィンイベント「よみうりランド ハロウィン～ゾンビ大量感染中～」などの参加型イベントも開催し、大変な盛り上がりを見せました。9月には、3年目を迎えたモノ作りが体感できる新エリア「グッジョバ!!」内のアトラクション5機種の利用条件を緩和し、より多くのお客様にお楽しみいただけるエリアとして好評を博しております。

そして10月からは、世界的照明デザイナー石井幹子氏がプロデュースするイルミネーションイベント「ジュエルミネーション」が開幕しました。9回目を数えた今シーズンは、光の理想郷「ライトピア」をテーマに全エリアをリニューアルし、首都圏最大級の球数となる600万球で園内を彩りました。新登場した高さ25mの光の山「ジュエリー・マウンテン」や、昨シーズンから開催のイルミネーションに囲まれたアイススケートリンク「ホワイト・ジュエル」は、多くのお客様で賑いました。また、「ジュエルミネーション」にあわせて、映画やドラマなどを主軸にメディア展開するプロジェクト「PRINCE OF LEGEND」とのコラボレーションイベントを開催し、専用ブースや限定アトラクション、グッズ販売などがファンを中心に大きな反響を呼びました。好評につき、「ジュエルミネーション」は期間を延長し、3月下旬から夜桜とイルミネーションが同時に楽しめる「夜桜ジュエルミネーション」として開催しました。桜並木を中心としたライトアップ演出に加え、ジェットコー

スターに乗って味わう絶叫花見や大観覧車やゴンドラから見下ろす空中花見など、遊園地ならではの多様なお花見スポットを提供し、好評を博しました。これらの結果、年間を通じた入園者数は増加しました。

夏のプールWAIは、恒例のオリジナルダンスと放水のコラボレーションショー「ダンスプラッシュ!!」が「YG SUMMER PARK 2018」と融合し、盛り上がりを見せたほか、「キリンレモン」とコラボレートしたウォーターゲーム「青春ダッシュ」や「ソース食おうぜ! 日清焼そばU.F.O.食堂」の新規出店で顧客満足度の向上を図りました。7月中旬からは、前年より規模を拡大してナイトプール営業をおこない、幅広い時間帯でお客様を受け入れた結果、記録的な猛暑も集客を後押しし、開業以来最高の入場者数を記録しました。

温浴施設「丘の湯」は、全国各地のご当地フェアや曜日ごとに特典をつけたイベントを開催したほか、食事処では季節に応じたメニューを取り入れ、好評を博しました。3月下旬からは「15周年記念イベント」を開催し、桜の時期と相まって賑わいを見せましたが、夏の猛暑や台風などの影響を受け、入場者数は減少しました。なお、丘の湯プラザの中華レストラン「天安」では、恒例のほたる観賞イベントやイルミネーションイベントに関連した特別メニューを提供し、好評を博しました。

温浴施設「季乃彩(ときのいろどり)」は、季節の花やフルーツを浮かべた「彩湯」や夏の「生源泉」、初めて実施した「丘の湯」との合同スタンプラリーが好評を博した結果、夏の猛暑や台風の影響などがあったものの、入場者数は前年並みとなりました。

ゴルフ練習場「よみうりゴルフガーデン」は、駐車場の案内表示増設やポスター、パンフレットによる宣伝強化に加え、「スクール無料体験キャンペーン」や「年末年始大抽選会」などのイベントが新規顧客及びリピーターの獲得に繋がり、夏の猛暑の影響などがあったものの、入場者数は前年並みとなりました。

親子向け屋内遊戯施設「キドキドよみうりランド店」は、各種パスの販売強化や遊園地と連携して「ほたる・ねぶたの宵優先観賞券付き利用券」を販売したほか、遊園地利用者を誘導する横断幕の設置や京王よみうりランド駅前の電子看板への告知で宣伝を強化しましたが、夏の猛暑などの影響を受け、入場者数は減少しました。

商業施設「グランツリー武蔵小杉」内の「あそびのせかいグランツリー武蔵小杉店」は、各種パスの販売強化やハーフバースデーイベントの開催、受付業務の効率化などを図った結果、全国の「キドキド」の中でも常時高水準の売上高を維持し、入場者数は増加しました。

商業施設「プライムツリー赤池」内の「あそびのせかいプライムツリー赤池店」は、11月にオープン1周年を迎え、それを記念したイベントを実施したほか、各種パスの販売強化やリピーター獲得を目指した宣伝活動を継続した結果、入場者数は計画を上回るペースで推移しました。

以上の結果、遊園地部門の売上高は、60億4千万円(前年度比3.0%増)となりました。

[公営競技部門]

川崎競馬は、前年度比1日減となる63日開催されました。6月の重賞「関東オークス」や、地方競馬で唯一「ケンタッキーダービー（米国開催）」の出走馬選定ポイントレースとなっている12月のビッグレース「全日本2歳優駿」が開催され、それぞれのレースが売上高レコードを更新しました。これらの結果、インターネット投票の伸長に支えられ、2年連続で年間総売上高の最高記録を更新しました。施設面では、12月に1号スタンド3階の一部を、米国のG I「ケンタッキーダービー」をテーマにした有料エリア「ケンタッキーラウンジ」にリニューアルし、顧客満足度の向上を図りました。また、3回目の開催となった「100円ビールフェス関東 in 川崎」や、初となる「川崎競馬 J A Z Z N I G H T」などのイベントを本場開催日に実施するなど、引き続き川崎競馬の魅力向上に努めました。なお、南関東の他場（船橋・大井・浦和）開催の場外発売は前年度比1日減となる200日実施されました。J R Aの場外発売施設「ウインズ川崎」は、前年度比2日減となる107日実施されました。

船橋競馬は、前年度比1日減となる56日開催されました。本年度からナイター競馬「ハートビートナイター」が通年開催となり、5月のビッグレース「かしわ記念」が初めて平日にナイター開催されました。インターネット投票の牽引により、同レースをはじめとする本年度施行の重賞全11レースの内9レースで売上高レコードを更新しました。これらの結果、2年連続で年間総売上高の最高記録を更新しました。また、近隣商業施設とともに主催している恒例の「おうまフェス」を定期的に開催し、多くのお客様で賑わいました。なお、南関東の他場（川崎・大井・浦和）開催の場外発売は前年度比1日減となる207日実施されました。J R Aの場外発売施設「J - P L A C E 船橋」は、前年度比1日増となる52日実施されました。複合型場外発売施設「サテライト船橋・オートレース船橋」での発売は、サテライト船橋が前年度比1日増となる363日、オートレース船橋が前年度比9日増となる354日それぞれ実施されました。サテライト船橋では開設10周年を記念したイベントの開催、オートレース船橋では「オートレース発祥68周年イベント」や人気選手の優勝報告会などを実施し、引き続きファンサービスの向上に努めました。

以上の結果、公営競技部門の売上高は、65億2千6百万円（前年度比14.4%増）となりました。

[ゴルフ部門]

東京よみうりカントリークラブは、引き続きトーナメント開催コースとしてのコンディション維持に努めました。2017年7月に導入した乗用カートによる集客効果が持続しているほか、予約枠に余裕がある日に「よみうりプロアマ」や「ファミリーダブルスクランブル大会」などの自主コンペや、「スイーツフェスタ」などの食イベントを開催した結果、天候にも恵まれ、入場者数は増加しました。なお、11月末から12月にかけて開催された「ゴルフ日本シリーズ」J Tカッ

プ」は、人気選手の出場や大会初となる3選手によるプレーオフなどで盛り上がりを見せ、前年を上回るギャラリー数となりました。

よみうりゴルフ倶楽部は、定期的な自主コンペの開催や継続的な外部営業のほか、新たな試みとして表彰パーティを隣接する遊園地内レストランで行うコンペの受け入れを実施し、集客に努めました。また、法人会員制化40周年を記念した会員向け期間限定の優待券の発行や記念競技会「よみうりダブルス杯」の開催が好評を博した結果、天候にも恵まれ、入場者数は増加しました。なお、本年もほたる観賞イベントやイルミネーションイベントと連携し、「ほたる・ねぶたの宵特別ディナー」や「ジュエルミネーション特別ディナー」をクラブハウスレストランで開催し、好評を博しました。

静岡よみうりカントリークラブは、季節や食をテーマにしたオープンコンペなどを定期的に開催したほか、夏期は「レディスゴルフフェスタ」を開催し、女性の集客策も積極的に実施しました。また、9月には快適なプレーを提供する高性能ナビ付き乗用カートへの入れ替えを実施し、顧客満足度の向上を図るとともに、これにちなんだコンペが好評を博しました。これらの結果、上期の大雨や台風の影響などがあったものの、入場者数は前年並みとなりました。

千葉よみうりカントリークラブは、開場40周年記念事業の一環としてクラブハウスロビーをリニューアルしたほか、業界初となる「タブレット署名」や「手のひら静脈認証」システムなどを導入し、業務の効率化やチェックインの簡素化を図りました。また、快適でスムーズな進行となるカート道の新設など、シニアや女性がより楽しめる環境整備をおこないました。同時に、記念事業に関連した優待券などを配布し、リピーター獲得に努めましたが、夏の猛暑の影響などにより入場者数は減少しました。

以上の結果、ゴルフ部門の売上高は、29億9千4百万円（前年度比3.5%増）となりました。

[販売部門]

販売部門の売上高は、夏のプールW A Iの入場者数が大きく増加したことに伴う増収があったことなどにより、35億7千8百万円（前年度比6.0%増）となりました。

以上の結果、総合レジャー事業全体の売上高は、その他の収入も含め、201億7千9百万円（前年度比6.7%増）、営業利益は41億5千2百万円（同34.7%増）となりました。

② 不動産事業

不動産事業の売上高は、販売用宅地の分譲が前年度に終了したことにより、11億8千2百万円（前年度比9.4%減）となり、営業利益は7億4千9百万円（同8.9%減）となりました。

③ サポートサービス事業

サポートサービス事業の売上高は、連結内部工事の増加などに伴い、36億9千5百万円（前年度比8.0%増）、営業利益は2億3千3百万円（同3.3%増）となりました。

セグメント別の売上高及び営業利益

区 分	売上高		営業利益	
	金 額	前年度比増減	金 額	前年度比増減
	百万円	%	百万円	%
総合レジャー事業	20,179	6.7	4,152	34.7
不動産事業	1,182	△9.4	749	△8.9
サポートサービス事業	3,695	8.0	233	3.3
セグメント間取引の消去等	△3,099	－	△1,872	－
合 計	21,957	5.0	3,263	40.9

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は27億4千3百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

- 遊園地 屋内遊戯施設新築工事 着手金
- 川崎競馬場 大規模整備
- 遊園地敷地内 倉庫 新築

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、重要な資金の調達はありませんでした。

(4) 対処すべき課題

2019年9月に創業70周年を迎える当社は、今後10年にわたる新たな経営の道標となる成長戦略「飛躍」（2019～28年度）を2月に発表しました。遊園地、公営競技の施設提供、ゴルフ場の三事業を基幹ビジネスとして発展させながら、新規事業にも積極的に取り組む方針です。新たに策定したブランドスローガン「遊びを、まん中に。」を前面に打ち出し、企業認知度アップを図ります。

2019年5月に発表した中期経営計画（2019～21年度）は、成長戦略「飛躍」の最初の3か年度の計画と位置付け、2021年度（計画最終年度）における経営数値目標（連結）を、売上高256億円、営業利益34億円と決めました。計画3か年度累計の投資額は182億円となります。

創業70周年事業として、2019年度中に新たな集客施設である植物園をオープンします。遊園地は10周年を迎えるジュエルミネーションの営業にさらに注力し、都心という日本最大の商圈にある立地を生かし、独自の集客企画を年間を通して展開します。既存の屋内遊戯施設「グッジョバ!!」は当計画期間中に拡大及びリニューアルします。また、訪日外国人の集客を強化します。

川崎競馬場は、業界が推進する強い馬づくりに向けて、厩舎地区を中心とする大規模整備に着手します。船橋競馬場は、老朽化したスタンドの建て替えを含む大規模施設改修の具体的な作業に入ります。健康関連事業は、既存店舗の売り上げ安定化を図りつつ、新規店舗開拓、新規受託による事業拡大を推進します。

当社は、遊園地、公営競技施設、ゴルフ場等を所有し、その運営・賃貸を行う国内でも特色のある総合レジャー・サービス事業会社であり、永年にわたり培ってきた事業ノウハウと、ブランドイメージに裏打ちされた様々な経営資源を持っています。万全の安全管理をしたうえで、コスト削減と業務の効率化を図り、常に新しいお客様サービスを模索し、企業価値の向上を目指します。

なお、成長戦略「飛躍」及び「中期経営計画」の詳細は、当社ウェブサイト (<https://yomiuriland.co.jp>) をご参照ください。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2015年度 第92期	2016年度 第93期	2017年度 第94期	2018年度 第95期 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	18,771	21,051	20,921	21,957
経常利益(百万円)	2,854	2,620	2,568	3,537
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,986	3,551	2,623	2,338
1株当たり当期純利益(円)	257.05	461.33	341.19	304.24
総資産(百万円)	72,335	68,312	68,549	67,420
純資産(百万円)	22,381	25,652	27,900	29,124

(注) 1. 当社は2017年10月1日付で普通株式10株を1株にする株式併合を実施しております。第92期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)等を第95期の期首から適用しており、第94期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の 出資比率 %	主要な事業内容
株式会社よみうりサポートアンドサービス	50	100	建設業、ゴルフ場管理、ビル管理等
よみうりスポーツ株式会社	10	100	ゴルフ場の運営管理業務の受託
よみうり開発株式会社	60	100	ゴルフ場の運営管理業務の受託

(7) 主要な事業内容

- 総合レジャー事業 公営競技部門…競馬、オートレース及び競輪の競技場等の施設運営
 ゴルフ部門…ゴルフ場の経営
 遊園地部門…遊園地、ゴルフ練習場、温浴施設、親子向け屋内遊戯施設等の経営
 販売部門…食堂、売店の経営
- 不動産事業 不動産の売買、賃貸
- サポートサービス事業 建設業、ゴルフ場管理、ビル管理等

(8) 主要な事業所

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都 稲城市	遊 園 地	東京都 稲城市
川 崎 競 馬 場	神奈川県 川崎市	よみうりゴルフガーデン	神奈川県 川崎市
船 橋 競 馬 場	千葉県 船橋市	よみうりランド丘の湯	東京都 稲城市
サテライト船橋・オートレース船橋	千葉県 船橋市	稲城天然温泉 季乃彩	東京都 稲城市
東京よみうりカントリークラブ	東京都 稲城市	キドキドよみうりランド店	東京都 稲城市
よみうりゴルフ倶楽部	東京都 稲城市	あそびのせかいグランツリー武蔵小杉店	神奈川県 川崎市
静岡よみうりカントリークラブ	静岡県 掛川市	あそびのせかいプライムツリー赤池店	愛知県 日進市
千葉よみうりカントリークラブ	千葉県 市原市		

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社よみうりサポートアンドサービス	東京都 稲城市
よみうりスポーツ株式会社	千葉県 市原市
よみうり開発株式会社	静岡県 掛川市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

セグメントの名称	従業員数	前年度末比増減
総合レジャー事業	120名	9名
不動産事業	—	—
サポートサービス事業	32	4
全社（共通）	57	1
合計	209	14

(注) 1. 従業員数は就業人員（契約社員を除く）であります。

2. 不動産事業の従業員数につきましては、本社部門が不動産事業を兼務しているため、全社（共通）に含めております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
138名	9名	43歳 11ヶ月	16年 3ヶ月

(注) 従業員数は就業人員（契約社員を除く）であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
三井住友信託銀行株式会社	3,871
株式会社三井住友銀行	1,629
株式会社横浜銀行	1,597
株式会社みずほ銀行	563
株式会社三菱UFJ銀行	49

百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 29,419,600株
- (2) 発行済株式の総数 7,686,738株 (自己株式665,464株を除く)
- (3) 株主数 10,293名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
株 式 会 社 読 売 新 聞 グ ル ー プ 本 社	1,250	16.27
日 本 テ レ ビ 放 送 網 株 式 会 社	1,124	14.62
株 式 会 社 東 京 ド ー ム	582	7.57
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	382	4.97
大 成 建 設 株 式 会 社	285	3.71
京 王 電 鉄 株 式 会 社	234	3.05
株 式 会 社 読 売 巨 人 軍	201	2.62
株 式 会 社 横 浜 銀 行	163	2.12
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	137	1.79
オ リ ン ピ ア 興 業 株 式 会 社	127	1.66

- (注) 1. 当社は2017年10月1日付で普通株式10株を1株にする株式併合を実施しております。また、同日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しております。
2. 上記以外に当社所有の自己株式665千株があります。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
杉山美邦	代表取締役社長	株式会社読売新聞グループ本社 取締役 日本郵便株式会社 社外取締役
小山興志	専務取締役	ゴルフ事業担当
中村博	常務取締役	川崎競馬事業担当
尾崎和典	常務取締役	遊園地事業担当
小林道高	常務取締役	総務、広報担当
浦田和慶	取締役	よみうり開発株式会社 専務取締役
菊池剛太	取締役	遊園地事業副担当
上村武志	取締役	
久米沢賢尚	取締役	
加藤 隼	取締役	
大久保好男	取締役	日本テレビホールディングス株式会社 代表取締役社長 日本テレビ放送網株式会社 代表取締役社長執行役員 株式会社読売新聞グループ本社 取締役 株式会社読売巨人軍 取締役 株式会社読売新聞東京本社 監査役
山口寿一	取締役	株式会社読売新聞グループ本社 代表取締役社長 株式会社読売新聞東京本社 代表取締役社長 株式会社読売巨人軍 取締役オーナー
小林利光	常勤監査役	
濱 邦久	監査役	弁護士 日東紡績株式会社 社外取締役 株式会社パロックジャパンリミテッド 社外取締役 塩水港精糖株式会社 社外取締役
児玉幸治	監査役	一般財団法人機械システム振興協会 会長 株式会社東京ドーム 社外監査役
岡田明重	監査役	株式会社ダイセル 社外取締役

- (注) 1. 取締役 加藤 勉、大久保好男、山口寿一の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 瀨邦久、児玉幸治、岡田明重の各氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 加藤 勉、大久保好男、山口寿一の各氏及び監査役 瀨邦久、児玉幸治、岡田明重の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 小林利光氏は、長年にわたり当社経理部長として業務に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 瀨邦久氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 児玉幸治氏は、官庁出身で産業界全般に精通しており、上場企業他社の役員経験も豊富なことから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役 岡田明重氏は、金融機関での業務経験が豊富なことから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 2018年6月21日開催の第94回定時株主総会において、浦田和慶及び菊池剛太の両氏が取締役に選任され就任いたしました。また、同株主総会終了後開催の取締役会にて、取締役 菊池剛太氏は、遊園地事業副担当に選定され就任いたしました。
9. 当事業年度中の取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。
- 取締役 杉山美邦氏は、2018年6月22日付にて日本郵便株式会社の社外取締役に就任いたしました。
- 取締役 中村博氏は、2018年6月21日付にて川崎競馬事業部、船橋競馬事業部担当から川崎競馬事業担当に異動いたしました。
- 取締役 尾崎和典及び小林道高の両氏は、2018年6月21日付にて取締役から常務取締役に異動いたしました。
- 取締役 上村武志氏は、2018年6月21日付にて取締役最高顧問から取締役に異動いたしました。
- 取締役 久米沢賢尚氏は、2018年6月21日付にて常務取締役 経理担当から取締役に異動いたしました。
- 取締役 山口寿一氏は、2018年7月18日付にて株式会社読売巨人軍の取締役広報担当から取締役オーナーに異動いたしました。
- 監査役 岡田明重氏は、2018年6月22日付にて株式会社ダイセルの社外監査役を退任いたしました。
10. 当事業年度末日後の取締役及び監査役の担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。
- 監査役 児玉幸治氏は、2019年4月25日付にて株式会社東京ドームの社外監査役を退任いたしました。
11. 当社は2019年1月1日、プロジェクト推進室を新設いたしました。
12. 当社は執行役員制度を導入しており、執行役員は次のとおりであります。
- | | | |
|--------|------|-------------------|
| 上席執行役員 | 今泉正浩 | 健康関連事業担当、遊園地事業副担当 |
| 上席執行役員 | 梅溪通生 | ゴルフ事業副担当 |
| 上席執行役員 | 町田茂樹 | 経理、関係会社担当 |
| 執行役員 | 阿部浩知 | プロジェクト推進、管財担当 |
| 執行役員 | 北原 融 | 船橋競馬事業担当 |
| 執行役員 | 藤本昌弘 | 経営企画担当 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の最低責任限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 281百万円（16名）

監査役 34百万円（4名）

（うち社外役員28百万円 社外取締役3名、社外監査役3名）

(注) 当社は、2013年6月20日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結の時に在任する取締役及び監査役に対しては、それぞれの就任時から同株主総会終結の時までの在任期間に対応する役員退職慰労金を、取締役及び監査役各氏のそれぞれの退任する時に贈呈することを決議いたしております。

これに基づき、当事業年度中に退任した取締役に対し、以下のとおり、役員退職慰労金を支給しております。

取締役 84百万円（4名）

なお、上記金額には、過年度の事業報告において、役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額61百万円（4名）が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 先
取締役	加 藤 奂	
取締役	大 久 保 好 男	日本テレビホールディングス株式会社 代表取締役社長 日本テレビ放送網株式会社 代表取締役社長執行役員 株式会社読売新聞グループ本社 取締役 株式会社読売巨人軍 取締役 株式会社読売新聞東京本社 監査役
取締役	山 口 寿 一	株式会社読売新聞グループ本社 代表取締役社長 株式会社読売新聞東京本社 代表取締役社長 株式会社読売巨人軍 取締役オーナー
監査役	濱 邦 久	弁護士 日東紡績株式会社 社外取締役 株式会社パロックジャパンリミテッド 社外取締役 塩水港精糖株式会社 社外取締役
監査役	児 玉 幸 治	一般財団法人機械システム振興協会 会長 株式会社東京ドーム 社外監査役
監査役	岡 田 明 重	株式会社ダイセル 社外取締役

- (注) 1. 株式会社読売新聞グループ本社及び日本テレビホールディングス株式会社の子会社である日本テレビ放送網株式会社は、当社の自己株式を除く発行済株式総数の10%以上の株式を保有する大株主であります。
2. 株式会社読売巨人軍は、当社との間に、野球場の賃貸などの取引関係があります。
3. 日本テレビ放送網株式会社は、当社との間に、ホールの命名権などの取引関係があります。
4. その他の兼職先と当社との間には重要な取引関係等はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
取締役	加 藤 勉	当期開催の取締役会7回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	大 久 保 好 男	当期開催の取締役会7回のうち5回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	山 口 寿 一	当期開催の取締役会7回のうち6回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	濱 邦 久	当期開催の取締役会7回のうち6回に出席、また、当期開催の監査役会7回のうち6回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	児 玉 幸 治	当期開催の取締役会7回全てに出席、また、当期開催の監査役会7回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	岡 田 明 重	当期開催の取締役会7回全てに出席、また、当期開催の監査役会7回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

E Y新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもってE Y新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	33百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、これを相当と認めたため、会計監査人の報酬等の額に会社法第399条第1項の同意をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、監査役会の決定に従い、株主総会に提案する会計監査人の解任又は不再任に関する議題の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等
 - (a) 当社の取締役の職務の執行は取締役会規程に基づくものとする。
 - (b) 当社の代表取締役社長の直轄組織として業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、当社及びその子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）全体におけるリスク評価、内部統制評価などモニタリング機能を高める体制とする。また内部監査室には内部通報制度の窓口機能を持たせ、職務遂行上において法令違反の疑いを感じた場合、当社及びその子会社の使用人において直接相談できる体制をとる。
 - (c) 取締役をはじめとした職務遂行におけるコンプライアンス体制は、当社グループ全体のコンプライアンス体制について定めるコンプライアンス規程に基づくものとし、コンプライアンス推進委員会の設置により、法令違反行為の予防に努める。また、外部顧問弁護士との連携による相談体制を確保するものとする。
 - (d) 反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、当社グループの会社組織を挙げて、警察等専門機関と連携する十分な体制を構築する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社の文書管理規程、機密管理規程に基づき、保存・管理されるものとする。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
職務の執行に伴う危険の管理に関しては、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程に基づき管理され、内部監査室がリスクの評価、対応策などを社長に提言する。社長は統括責任者としてリスク管理委員会にて検討し、対応方針を決めるものとする。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の業務分掌規程、職務権限規程に基づき効率的な職務の執行を行う。

- ⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 当社の使用人の職務の執行は当社の規程に基づくものとする。
 - (b) 重要な職務の執行においては、常勤経営会議による判断・方針に沿うものとする。
- ⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (a) 子会社の取締役その他これに相当する者（以下、取締役等という）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社の子会社管理規程に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を子会社に義務づける。
 - (b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
前記③の体制に準じる。
 - (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の子会社管理規程及び子会社の規程に基づき効率的な職務の執行を行う。
 - (d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
前記①及び⑤の体制に準じる。
 - (e) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社の子会社管理規程に基づき適正な業務遂行を行う。
- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
取締役会は監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、補助使用人という）を置くことを求めた場合、補助使用人を置く。
- ⑧ 当社の監査役補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
補助使用人は当社及び当社の子会社の業務執行に係る役職を兼務しないものとし、その人事異動及び懲戒処分については、監査役全員の同意を得なければならないものとする。
- ⑨ 当社の監査役補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
補助使用人は監査役の指揮命令に従ってその職務を行い、取締役はこれと異なる指示をすることができないものとする。

- ⑩ 当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- (a) 当社グループの役職員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実がある事項及び取締役の不正行為、法令・定款違反行為などを発見した場合、当社の監査役に報告する。
- (b) 当社の内部監査室は、定期的に当社の監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理及び内部通報等の現状を報告する。
- ⑪ 当社の監査役への報告等をした者が当該報告等をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 前記⑩の報告等を行った者は当該報告等を行ったことを理由として不利な扱いを受けることがないものとし、当社はその旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- (b) 当社グループ全体の内部通報制度について定める内部通報規程及び当社グループのコンプライアンスマニュアルにおいて、通報者が通報したことにより不利な取扱いを受けないことを明記する。
- ⑫ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、当社の監査役が当社に対しその職務の執行について費用の前払い等の請求をした場合は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、当該費用又は債務を処理する。
- ⑬ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役会によって作成される年度毎の監査計画書により、監査を実施する。
- (b) 監査方法については、取締役会をはじめとする重要な会議への出席による意見の開陳、助言、勧告、重要な決算書類等の閲覧、取締役等からの報告聴取、意見の交換等とする。また、外部の会計監査人との連携による監査立会い及び監査結果、内部監査の実施結果の聴取等、実効的な監査が行われる体制を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス体制

- (a) コンプライアンス規程に基づき、当社部長及び子会社の役員を構成員とするコンプライアンス推進委員会を開催し、当社の法令遵守の現状を分析いたしました。
- (b) コンプライアンス推進委員会が、当社及び子会社従業員等に対するコンプライアンス意識の普及、啓発を行いました。

② リスク管理体制

- (a) リスク管理規程に基づき、常勤経営会議構成員を委員とするリスク管理委員会を開催し、リスクの洗い出しと、分析・評価を行いました。
- (b) 内部監査規程に基づき、内部監査室が策定した監査計画をもとに監査を実施し、その結果を社長及び監査役に報告いたしました。

③ 取締役の職務執行

- (a) 取締役会は、取締役12名（うち、独立社外取締役3名）で構成されており、その取締役会には取締役及び監査役が出席して、取締役会規程に基づき業務執行状況の報告と、重要事項の審議・決議を行うとともに、各取締役は業務分掌規程、職務権限規程に基づき職務を執行しました。
- (b) 独立社外取締役は取締役会を通じて、独立の立場から経営の監視・監督を行いました。

④ 監査役の職務執行

- (a) 監査役は取締役会に出席し、経営意思決定の監査をいたしました。
- (b) 常勤監査役は取締役会のほか、常勤経営会議、業務執行会議等の重要会議に出席し経営意思決定の監査をするとともに、重要な事項を監査役会に報告いたしました。
- (c) 常勤監査役は取締役から業務執行の状況について直接聴取を行いました。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の企業価値が、当社及びその子会社が永年に亘って培ってきたノウハウ及びブランドイメージに裏打ちされた経営資源にその淵源を有することに鑑み、特定の者又はグループによる当社の総議決権の15%に相当する株式の取得により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、2007年2月22日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「2007年プラン」といいます）を導入いたしました。

その後、2007年プランは、所要の変更を行った上で継続され（以下、かかる変更後のプランを「2010年プラン」といいます）、2010年6月23日開催の当社第86回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。さらに、2010年プランは、所要の変更を行った上で継続され（以下、かかる変更後のプランを「2013年プラン」といいます）、2013年6月20日開催の当社第89回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。

2013年プランの有効期間は、2016年6月30日までとなっておりますが、当社は、2013年プラン導入以後の法令及び金融商品取引所規則の改正、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、2016年5月11日開催の取締役会において、2013年プランに所要の変更を行った上で、買収防衛策を継続することを決定し（以下、かかる変更後のプランを「本プラン」といいます）、2016年6月23日開催の当社第92回定時株主総会において、本プランについて株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、これは本プランに対する理解を容易にすることを目的にあくまで参考として作成したものです。本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の2016年5月11日付「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続に関するお知らせ」の本文をご覧ください。

（参考URL: <https://www.yomiuriland.co.jp>）

本プランの概要

① 本プラン導入の目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、導入されたものです。

② 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

次のアからウまでのいずれかに該当する行為又はその可能性のある行為がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

ア 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が15%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

イ 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が15%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

ウ 上記ア又はイに規定される各行為が行われているか否かにかかわらず、当社の特定の株主が当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本ウについて同じとします）との間で行う行為であり、且つ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当することとなるような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合が15%以上となる場合に限ります）

(b) 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始に先立ち、意向表明書及び大規模買付情報を提供していただきます。

(c) 大規模買付者との交渉等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には、60日間（初日不算入）、それ以外の場合には、90日間（初日不算入）の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。

(d) 独立委員会の勧告及び取締役会の決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動、不発動又は中止その他必要な決議を行うものとします。

③ 本プランの特徴

(a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する「基本方針」を制定した上で、導入されたものです。

(b) 独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重

当社は、本プランの必要性及び相当性を確保するために、独立社外取締役及び独立社外監査役（それらの補欠者を含みます）並びに社外有識者の中から委員を選任する独立委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(c) 株主総会における本プランの承認

本プランの法的安定性を高めるため、本プランにつきましては、2016年6月23日開催の第92回定時株主総会において本プランの継続に関する承認議案の付議を通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただいております。

(d) 適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、会社法及び金融商品取引法、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社の株式等が上場されている金融商品取引所の規則等に従って、適時且つ適切な開示を行います。

(e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、2019年6月30日までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、ア) 株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又はイ) 取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。

④ 株主の皆様への影響

(a) 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本プランの導入時には、新株予約権の発行自体は行われておりません。したがって、本プランは、本プラン導入時に株主の皆様の権利及び経済的利益に直接に具体的な影響を与えることはありません。

(b) 新株予約権の発行時に株主及び投資家皆様へ与える影響

取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議をした場合、基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。そして、当社が新株予約権を取得条項に基づき取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることになります。ただし、例外事由該当者につきましては、その有する新株予約権が取得の対象とならない、又はその有する新株予約権の取得の対価として交付される財産の種類が他の株主の皆様と異なることがあります。

(3) 上記の取組みに対する取締役会の判断及びその判断に係る理由

前記 (2) ①に記載のとおり、本プランは企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものであると当社は考えます。特に本プランは、①当社第92回定時株主総会において本プランの継続に関する承認議案の付議を通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただいており、且つ、その存続が株主の皆様のご意思にかからしめられている点において株主の皆様のご意思を重視していること、②対抗措置の発動に際して取締役が独立した第三者的立場にある外部専門家の意見を取得できること、③独立性の高い独立委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経る仕組みとなっている上、独立委員会は更に独立した第三者的立場にある外部専門家の意見を取得できること、④対抗措置の発動、不発動又は中止に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていること等から、本プランは当社の企業価値ないし株主共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと当社は考えており、また、本プランは、東京証券取引所が2015年6月1日に適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5 いわゆる買収防衛策」を踏まえた内容のものとなっております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	8,575,224	流 動 負 債	6,636,151
現金及び預金	5,533,918	営業未払金	880,795
受取手形及び売掛金	2,735,330	短期借入金	1,070,000
商 品	49,410	1年内返済予定の長期借入金	2,103,276
未成工事支出金	1,948	未払法人税等	804,904
貯 蔵 品	13,259	賞与引当金	134,319
そ の 他	243,208	そ の 他	1,642,855
貸倒引当金	△1,852	固 定 負 債	31,659,784
固 定 資 産	58,845,334	長期借入金	4,548,212
有形固定資産	47,158,078	繰延税金負債	2,008,260
建物及び構築物	26,970,463	退職給付に係る負債	553,921
機械装置及び運搬具	2,482,783	資産除去債務	148,008
工具、器具及び備品	497,419	長期預り金	24,061,727
土 地	16,239,887	そ の 他	339,654
リース資産	375,736	負 債 合 計	38,295,936
建設仮勘定	591,788	純 資 産 の 部	
無形固定資産	70,324	株 主 資 本	25,595,602
そ の 他	70,324	資 本 金	6,053,030
投資その他の資産	11,616,931	資 本 剰 余 金	4,730,662
投資有価証券	11,263,404	利 益 剰 余 金	17,097,819
繰延税金資産	230,658	自 己 株 式	△2,285,910
そ の 他	122,868	その他の包括利益累計額	3,529,019
資 産 合 計	67,420,558	その他有価証券評価差額金	3,531,825
		繰延ヘッジ損益	△2,805
		純 資 産 合 計	29,124,621
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	67,420,558

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		21,957,778
売 上 原 価		16,682,640
売 上 総 利 益		5,275,137
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,011,984
営 業 利 益		3,263,153
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	226,093	
そ の 他	88,674	314,768
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	36,440	
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ ー	2,986	
そ の 他	767	40,193
経 常 利 益		3,537,727
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	21	
工 事 負 担 金 等 受 入 額	85,666	85,687
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	247,474	
災 害 に よ る 損 失	23,717	271,191
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,352,224
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,084,004	
法 人 税 等 調 整 額	△70,449	1,013,555
当 期 純 利 益		2,338,668
親会社株主に帰属する当期純利益		2,338,668

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,053,030	4,730,658	15,143,508	△2,283,407	23,643,790
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△384,358		△384,358
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,338,668		2,338,668
自 己 株 式 の 取 得				△2,529	△2,529
自 己 株 式 の 処 分		3		27	30
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	3	1,954,310	△2,502	1,951,811
当 期 末 残 高	6,053,030	4,730,662	17,097,819	△2,285,910	25,595,602

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	4,259,893	△3,345	4,256,547	27,900,337
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△384,358
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				2,338,668
自 己 株 式 の 取 得				△2,529
自 己 株 式 の 処 分				30
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△728,067	540	△727,527	△727,527
当 期 変 動 額 合 計	△728,067	540	△727,527	1,224,284
当 期 末 残 高	3,531,825	△2,805	3,529,019	29,124,621

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7,642,744	流 動 負 債	7,353,648
現 金 及 び 預 金	4,728,213	営 業 未 払 金	288,185
売 掛 金	2,619,823	短 期 借 入 金	1,330,000
商 品	38,939	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	2,103,276
貯 蔵 品	6,097	未 払 金	1,524,871
前 払 費 用	78,628	未 払 費 用	821,057
未 収 入 金	59,916	未 払 法 人 税 等	737,894
そ の 他	112,976	預 り 金	125,189
貸 倒 引 当 金	△1,852	賞 与 引 当 金	106,168
固 定 資 産	60,350,932	そ の 他	317,006
有 形 固 定 資 産	48,832,721	固 定 負 債	31,493,786
建 物	19,900,949	長 期 借 入 金	4,548,212
構 築 物	7,338,219	繰 延 税 金 負 債	2,008,260
機 械 及 び 装 置	2,328,261	退 職 給 付 引 当 金	480,401
車 両 運 搬 具	55,745	資 産 除 去 債 務	148,008
工 具 、 器 具 及 び 備 品	467,753	長 期 預 り 金	24,070,627
土 地	17,880,191	そ の 他	238,276
リ ー ス 資 産	272,786	負 債 合 計	38,847,435
建 設 仮 勘 定	588,814	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	62,387	株 主 資 本	25,617,924
ソ フ ト ウ エ ア	47,176	資 本 金	6,053,030
施 設 利 用 権	15,211	資 本 剰 余 金	4,730,662
投 資 そ の 他 の 資 産	11,455,822	資 本 準 備 金	4,730,211
投 資 有 価 証 券	11,228,581	そ の 他 資 本 剰 余 金	450
関 係 会 社 株 式	120,000	利 益 剰 余 金	17,120,141
長 期 前 払 費 用	14,908	利 益 準 備 金	1,513,257
そ の 他	92,333	そ の 他 利 益 剰 余 金	15,606,883
資 産 合 計	67,993,676	任 意 積 立 金	5,892,017
		特 別 償 却 準 備 金	241,979
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	2,190,038
		別 途 積 立 金	3,460,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	9,714,866
		自 己 株 式	△2,285,910
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,528,317
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,531,122
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△2,805
		純 資 産 合 計	29,146,241
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	67,993,676

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	21,113,035
売上原価	16,255,800
売上総利益	4,857,235
一般管理費	1,838,917
営業利益	3,018,318
営業外収益	
受取配当金	274,002
その他の	68,149
営業外費用	
支払利息	36,622
その他の	3,490
経常利益	3,320,356
特別利益	
工事負担金等受入額	85,666
特別損失	
固定資産除却損	247,474
災害による損失	23,717
税引前当期純利益	3,134,832
法人税、住民税及び事業税	972,000
法人税等調整額	△50,696
当期純利益	2,213,528

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	
当 期 首 残 高	6,053,030	4,730,211	447	4,730,658	1,513,257	349,648	2,226,240	3,460,000
当 期 変 動 額								
特別償却準備金の取崩						△107,669		
固定資産圧縮積立金の取崩							△36,202	
剰余金の配当								
当 期 純 利 益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			3	3				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	3	3	-	△107,669	△36,202	-
当 期 末 残 高	6,053,030	4,730,211	450	4,730,662	1,513,257	241,979	2,190,038	3,460,000

	株主資本				評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計						
当 期 首 残 高	7,741,824	15,290,970	△2,283,407	23,791,252	4,259,037	△3,345	4,255,691	28,046,944
当 期 変 動 額								
特別償却準備金の取崩	107,669	-		-				-
固定資産圧縮積立金の取崩	36,202	-		-				-
剰余金の配当	△384,358	△384,358		△384,358				△384,358
当 期 純 利 益	2,213,528	2,213,528		2,213,528				2,213,528
自己株式の取得			△2,529	△2,529				△2,529
自己株式の処分			27	30				30
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△727,914	540	△727,374	△727,374
当 期 変 動 額 合 計	1,973,041	1,829,170	△2,502	1,826,671	△727,914	540	△727,374	1,099,297
当 期 末 残 高	9,714,866	17,120,141	△2,285,910	25,617,924	3,531,122	△2,805	3,528,317	29,146,241

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

株式会社 よみうりランド
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 村 和 臣 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須 山 誠一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社よみうりランドの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社よみうりランド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

株式会社 よみうりランド
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 村 和 臣 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 須 山 誠一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社よみうりランドの2018年4月1日から2019年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月9日

株式会社よみうりランド 監査役会

常勤監査役	小林利光	Ⓔ
社外監査役	濱邦久	Ⓔ
社外監査役	児玉幸治	Ⓔ
社外監査役	岡田明重	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績及び当社をとりまく経営環境等を総合的に勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき25円 総額192,168,450円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月21日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第22条（取締役の任期）につき所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第22条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の現任者の残任期間とする。	第22条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削 除)

第3号議案 取締役13名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役の任期は2年から1年となり、取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、経営体制の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	すぎやま よしくに 杉山美邦 (1954年10月11日生)	1978年4月 株式会社読売新聞社入社 2003年6月 株式会社読売新聞東京本社論説委員 2006年6月 同社経済部長 2009年6月 株式会社読売新聞グループ本社執行役員営業担当 株式会社読売新聞東京本社執行役員経理局長 2010年6月 同社取締役経理局長 2011年6月 株式会社読売新聞グループ本社取締役営業担当 株式会社読売新聞東京本社常務取締役経理局長・関連会社担当 2012年6月 同社専務取締役経理局長・関連会社担当 2014年6月 株式会社読売新聞グループ本社取締役西部担当 株式会社読売新聞西部本社代表取締役社長 2015年6月 株式会社読売新聞グループ本社取締役大阪担当 株式会社読売新聞大阪本社代表取締役社長 2017年6月 株式会社読売新聞グループ本社取締役（現任） 当社代表取締役社長経営企画室、管財部担当 2018年1月 当社代表取締役社長（現任） 2018年6月 日本郵便株式会社社外取締役（現任）	1,900株
取締役候補者とした理由 杉山美邦氏は、株式会社読売新聞東京本社において取締役経理局長、常務取締役経理局長・関連会社担当、専務取締役経理局長・関連会社担当を歴任し、株式会社読売新聞大阪本社において代表取締役社長、株式会社読売新聞グループ本社において取締役大阪担当を務めるなど、豊富な経験と実績を有しています。 当社においては、2017年6月から代表取締役社長として経営の指揮を執り、当社の業績の向上に功績を残すとともに、取締役会を適切に運営してきました。 このような実績から、更なる企業価値の向上を担うに相応しいと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	こやま こうじ 小山興志 (1954年12月20日生)	1978年4月 三井信託銀行株式会社入行 2001年4月 中央三井信託銀行株式会社大森支店長 2005年10月 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構施設第一部開発第一グループ担当部長 2009年8月 同機構管理部長 2011年4月 当社顧問 2011年6月 当社上席執行役員カントリークラブ事業部、ゴルフ倶楽部事業部副担当 2012年6月 当社取締役カントリークラブ事業部、ゴルフ倶楽部事業部担当 2014年6月 当社常務取締役カントリークラブ事業部、ゴルフ倶楽部事業部担当 2014年10月 当社常務取締役カントリークラブ事業部、ゴルフ倶楽部事業部、ゴルフ関連事業統括室担当 2016年6月 当社専務取締役カントリークラブ事業部、ゴルフ倶楽部事業部、ゴルフ関連事業統括室担当 2018年6月 当社専務取締役ゴルフ事業担当(現任)	1,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>小山興志氏は、中央三井信託銀行株式会社において大森支店長、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において管理部長を歴任するなど、豊富な経験と実績を有しています。</p> <p>当社においては、2012年6月に取締役に就任し、主にゴルフ部門の担当として、当社の業績の向上に功績を残すとともに、取締役会の運営に携わってきました。</p> <p>このような実績から、更なる企業価値の向上を担うに相応しいと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	なかむらひろし 中村博 (1959年7月24日生)	1983年4月 当社入社 2005年4月 当社総務部長 2010年6月 当社執行役員 2012年6月 当社上席執行役員船橋競馬事業部担当 2014年6月 当社取締役川崎競馬事業部、船橋競馬事業部、船橋オートレース事業部担当 2016年4月 当社取締役川崎競馬事業部、船橋競馬事業部担当 2016年6月 当社常務取締役川崎競馬事業部、船橋競馬事業部担当 2018年6月 当社常務取締役川崎競馬事業部担当(現任)	1,400株
取締役候補者とした理由 中村氏は、当社入社以来、主に管財部、公営競技部門に従事し、総務部長、社長室長、船橋競馬事業部長を歴任するなど、当社の業務全般に精通しております。 2014年6月に取締役に就任し、公営競技部門の担当として、当社の業績の向上に功績を残すとともに、取締役会の運営に携わってきました。 このような実績から、更なる企業価値の向上を担うに相応しいと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
4	こばやしみちたか 小林道高 (1960年9月18日生)	1983年4月 当社入社 2005年4月 当社管財部長 2010年6月 当社執行役員 2012年6月 当社上席執行役員管財部担当、新規事業推進室副担当 2012年11月 当社上席執行役員健康関連事業部担当、新規事業推進室、遊園地事業部副担当 2014年6月 当社取締役健康関連事業部担当、遊園地事業部副担当 2017年4月 当社取締役総務部副担当 2017年6月 当社取締役総務部担当 2017年10月 当社取締役総務部、広報部担当 2018年6月 当社常務取締役総務、広報担当(現任)	400株
取締役候補者とした理由 小林道高氏は、当社入社以来、主に管財部、遊園地部門に従事し、管財部長、経営企画室長、新規事業推進室長を歴任するなど、当社の業務全般に精通しております。 2014年6月に取締役に就任し、遊園地部門、総務部、広報部の担当として、当社の業績の向上に功績を残すとともに、取締役会の運営に携わってきました。 このような実績から、更なる企業価値の向上を担うに相応しいと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	うら た かず よし 浦 田 和 慶 (1956年9月3日生)	1979年4月 当社入社 2003年10月 当社ゴルフ事業部長 2010年6月 当社執行役員 2011年4月 当社執行役員遊園地事業部、健康関連事業部副担当 2012年11月 よみうり開発株式会社常務取締役 2014年6月 当社上席執行役員 よみうり開発株式会社専務取締役(現任) 2018年6月 当社取締役(現任)	300株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>浦田和慶氏は、当社入社以来、主に遊園地部門、総務部に従事し、ゴルフ事業部長、ランド事業部長、健康関連事業部の副担当を歴任するなど、当社の業務全般に精通しております。</p> <p>2018年6月に取締役に就任し、取締役会の運営に携わってきました。</p> <p>このような実績から、更なる企業価値の向上を担うに相応しいと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
6	<p>菊池剛太 (1959年10月23日生)</p>	<p>1982年4月 日本テレビ放送網株式会社入社 2004年6月 同社報道局ニュース編集企画部長 2005年6月 同社総合計画室総合広報部長 2006年7月 同社秘書室総合広報部長 2008年7月 同社情報エンターテインメント局次長 2012年6月 同社情報エンターテインメント局長 2012年12月 同社情報カルチャー局長 2014年6月 同社グループ戦略室出向局長 株式会社日テレ7代表取締役社長 2016年6月 日本テレビ放送網株式会社事業局出向局長 2018年6月 当社顧問 当社取締役遊園地事業副担当（現任） 日本テレビ放送網株式会社人事局出向専任局長（現任）</p>	58株
<p>取締役候補者とした理由 菊池剛太氏は、日本テレビ放送網株式会社において報道局ニュース編集企画部長、総合計画室総合広報部長、秘書室総合広報部長、情報エンターテインメント局長、情報カルチャー局長を歴任し、株式会社日テレ7の代表取締役社長を務めるなど、豊富な経験と実績を有しています。 当社においては、2018年6月に顧問、同月に取締役に就任し、遊園地事業本部の副担当として、当社の業績の向上に功績を残すとともに、取締役会の運営に携わってきました。 このような実績から、更なる企業価値の向上を担うに相応しいと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
7	上村武志 (1947年1月19日生)	1972年4月 株式会社読売新聞社入社 2002年1月 同社編集局政治部長 2003年6月 株式会社読売新聞東京本社編集局次長 2003年9月 同社論説委員会副委員長 2008年6月 学校法人読売理工学院理事長 2011年6月 学校法人文化学院理事長 2014年2月 当社顧問 2014年6月 当社代表取締役社長 2017年6月 当社取締役最高顧問 2018年6月 当社取締役(現任)	1,200株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>上村武志氏は、株式会社読売新聞社及び株式会社読売新聞東京本社において編集局政治部長、編集局次長を歴任し、学校法人読売理工学院及び学校法人文化学院で理事長を務めるなど、豊富な経験と実績を有しています。当社においては、2014年6月から2017年6月までにわたり代表取締役社長として経営の指揮を執り、当社の業績の向上に功績を残すとともに、取締役会を適切に運営してきました。その後も、会社経営者としての豊富な経験と広い識見により、適切な助言と監督を行って参りました。</p> <p>このような実績から、更なる企業価値の向上を担うに相応しいと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
8	<p>か とう かん 加 藤 奥 (1939年7月18日生)</p>	<p>1989年6月 京王帝都電鉄株式会社取締役 1993年6月 同社常務取締役 1998年6月 株式会社京王プラザホテル代表取締役社長 2002年6月 京王電鉄株式会社代表取締役副社長 2003年6月 同社代表取締役社長 2008年6月 当社社外取締役(現任) 2009年6月 京王電鉄株式会社代表取締役会長 2015年6月 同社取締役相談役 2017年6月 同社相談役(現任)</p>	500株
<p>社外取締役候補者とした理由 加藤奥氏を社外取締役候補者とした理由は、鉄道事業会社代表取締役としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に生かしていただくことで、当社経営体制がさらに強化できると判断したためであります。</p>			
9	<p>おお く ぼ よし お 大 久 保 好 男 (1950年7月8日生)</p>	<p>2009年6月 株式会社読売新聞東京本社取締役 2010年6月 日本テレビ放送網株式会社(現日本テレビホールディングス株式会社)取締役執行役員 2011年6月 同社代表取締役社長執行役員 株式会社読売新聞グループ本社取締役(現任) 株式会社読売巨人軍取締役(現任) 株式会社読売新聞東京本社監査役(現任) 2012年10月 日本テレビホールディングス株式会社代表取締役社長(現任) 日本テレビ放送網株式会社代表取締役社長執行役員(現任) 2013年6月 当社社外取締役(現任)</p>	0株
<p>社外取締役候補者とした理由 大久保好男氏を社外取締役候補者とした理由は、テレビ事業会社代表取締役としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に生かしていただくことで、当社経営体制がさらに強化できると判断したためであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
10	やま ぐち とし かず 山 口 寿 一 (1957年3月4日生)	2011年6月 株式会社読売新聞グループ本社取締役社長室長・コンプライアンス担当 株式会社読売新聞東京本社常務取締役広報・コンプライアンス担当 2012年6月 同社専務取締役広報・メディア担当 2014年6月 株式会社読売新聞グループ本社専務取締役経営本部長・広報担当 2015年6月 同社代表取締役経営主幹・東京担当 株式会社読売新聞東京本社代表取締役社長（現任） 2016年6月 株式会社読売新聞グループ本社代表取締役社長（現任） 株式会社読売巨人軍取締役広報担当 2017年6月 当社社外取締役（現任） 2018年7月 株式会社読売巨人軍取締役オーナー（現任）	0株
社外取締役候補者とした理由 山口寿一氏を社外取締役候補者とした理由は、新聞社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を生かして、当社経営に適切に助言をいただくことで、当社経営体制がさらに強化できると判断したためであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
11	※ <small>こしむらよしあき</small> 越村好晃 (1959年8月9日生)	1982年4月 三井信託銀行株式会社入行 2005年6月 三井トラスト・ホールディングス株式会社業務部長 2007年4月 中央三井信託銀行株式会社業務部長 三井アセット信託銀行株式会社業務部長 2009年6月 中央三井信託銀行株式会社新宿西口支店長 2009年7月 同社執行役員新宿西口支店長 2011年2月 同社執行役員不動産営業第一部長 2012年1月 同社執行役員(人事部所管) 2012年4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社常務執行役員 三井住友信託銀行株式会社常務執行役員 2015年4月 同社取締役常務執行役員 2015年6月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社取締役常務執行役員 2017年4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社取締役専務執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員 2017年6月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社執行役専務 2019年4月 株式会社読売新聞グループ本社顧問(現任)	0株
取締役候補者とした理由 越村好晃氏は、三井住友信託銀行株式会社において取締役専務執行役員、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社において執行役専務を歴任し、現在は株式会社読売新聞グループ本社顧問を務めるなど、豊富な経験と実績を有しています。 このような実績から、更なる企業価値の向上を担うに相応しいと判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。			
12	※ <small>さいとうたかみつ</small> 齋藤孝光 (1963年1月29日生)	1986年4月 株式会社読売新聞社入社 2010年5月 株式会社読売新聞東京本社広告局部長 2012年6月 同社経済部長 2014年6月 同社編集局次長 2018年6月 株式会社読売新聞グループ本社社長室次長	0株
取締役候補者とした理由 齋藤孝光氏は、株式会社読売新聞東京本社において広告局部長、経済部長、編集局次長、株式会社読売新聞グループ本社において社長室次長を歴任するなど、豊富な経験と実績を有しています。 このような実績から、更なる企業価値の向上を担うに相応しいと判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
13	※ 村岡彰敏 (1956年7月4日生)	1983年4月 株式会社読売新聞社入社 2004年1月 株式会社読売新聞東京本社論説委員 2005年12月 同社秘書部長 2009年6月 同社政治部長 2011年6月 同社編集局次長 2012年6月 株式会社読売新聞グループ本社執行役員社長室長・コンプライアンス担当 株式会社読売新聞東京本社執行役員新社屋建設委員会事務局長・コンプライアンス担当 2014年6月 株式会社読売新聞グループ本社取締役経理担当 株式会社読売新聞東京本社取締役経理局長・関連会社担当 2015年6月 同社常務取締役経理局長・関連会社担当 2016年6月 株式会社読売新聞グループ本社取締役経営管理担当 株式会社読売新聞東京本社専務取締役経理局長兼総務局長・関連会社担当 2017年6月 株式会社読売新聞グループ本社取締役社長室長、経営管理、コンプライアンス、広報担当 株式会社読売新聞東京本社専務取締役総務局長、関連会社、不動産、コンプライアンス、広報、オリンピック・パラリンピック担当 2018年6月 株式会社読売新聞グループ本社取締役経営管理担当(現任) 株式会社読売新聞東京本社取締役副社長・総務局長・関連会社担当(現任)	0株
社外取締役候補者とした理由 村岡彰敏氏を社外取締役候補者とした理由は、新聞社経営者としての経験と幅広い見識を生かして、当社経営に適切に助言をいただくことで、当社経営体制がさらに強化できると判断したためであります。			

- (注) 1. ※印は新任取締役候補者であります。
2. 取締役候補者 大久保好男氏が代表取締役を務める日本テレビ放送網株式会社と当社の間には、ホールの命名権などの取引関係があります。その他の候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
 3. 取締役候補者 加藤奂、大久保好男、山口寿一、村岡彰敏の各氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 取締役候補者 加藤奂、大久保好男、山口寿一の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、村岡彰敏氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 5. 加藤奂氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。
 6. 大久保好男氏は、日本テレビ放送網株式会社の代表取締役社長執行役員であります。2016年4月20日、同社が保有する視聴者イベントの応募者などの個人情報42万8,138件が、委託先のグループ会社（株式会社フォアキャスト・コミュニケーションズ）へのサイバー攻撃により、漏洩いたしました。4月21日に同社のニュースで個人情報漏洩の件を放送すると共に公表いたしました。
なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
 7. 山口寿一氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 8. 加藤奂、大久保好男、山口寿一の各氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は各氏との間で責任限定額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。また、村岡彰敏氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続の件

当社は、2007年2月22日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ(2)）の一つとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下「2007年プラン」といいます）を導入することに関して決議を行い、2007年6月27日開催の当社第83回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。その後、2007年プランは、所要の変更を行った上で継続され、直近の継続後のプラン（以下「2016年プラン」といいます）については、2016年6月20日開催の当社第92回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。

2016年プランの有効期間は、2019年6月30日までとなっておりますが、当社は、2016年プラン導入以後の法令及び金融商品取引所規則の改正、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、2019年5月10日開催の取締役会において、基本方針を維持することを確認した上で、基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、下記のとおり、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を継続することを決定しました（以下、継続後のプランを「本プラン」といいます）。

本議案は、本プランによる買収防衛策の継続につき株主の皆様のご承認をお願いするものであり、本議案を本定時株主総会に提出することについては、独立社外取締役を含む全取締役の賛成により決定されております。なお、独立社外監査役を含め、上記取締役会に出席したいずれの監査役も、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件に、本プランによる買収防衛策の継続に同意しております。また、本プランによる買収防衛策の継続については、社外有識者から成る当社の独立委員会の現任委員全員から賛同を得ております。

本プランによる買収防衛策の継続は、本議案につき、株主の皆様のご承認が得られることを条件として効力が発生するものとします。

なお、本議案で引用する会社法及び金融商品取引法、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社の株式等が上場されている金融商品取引所の規則等（以下、総称して「法令等」といいます）の各条項は、2019年5月10日現在施行されている法令等の各条項を前提としているものであり、法令等に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。以下同じ）があり、これらが施行された場合には、本議案において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

本プランによる買収防衛策の継続にあたり、所要の形式的な改定等を行っておりますが、本プランは、2016年プランの内容を実質的に変更するものではありません。

また、本プランの詳細は、下記のとおりです。

記

1. 本プランによる買収防衛策の継続の目的について

当社は、当社の基本方針のとおり、当社の総議決権の15%に相当する株式（以下「支配株式」といいます）の取得を目指す者（以下「買収者」といいます）に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様適切な判断を行っていただくためには、その前提として、当社固有の事業特性や当社及びその子会社（以下「当社グループ」といいます）の歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。そして、買収者による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報並びに当該買収者による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがって、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、当社の基本方針を踏まえ、大規模買付行為（下記2(a)に定義されます。以下同じ）を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会（下記2(e)に定義されます。以下同じ）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者、その共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として、独立委員会による助言を踏まえて当社取締役会が認定した者等をいい、以下「例

外事由該当事者」といいます)によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランによる買収防衛策の継続が必要であるとの結論に達しました。

2. 本プランの内容について

本プランに関する手続の流れの概要をまとめたフローチャートは(別紙1)のとおりですが、本プランの具体的内容は以下のとおりです。

(a) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の①から③までのいずれかに該当する行為(ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます)又はその可能性のある行為(以下、総称して「大規模買付行為」といいます)がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。なお、本プランの効力発生時点で既に株券等保有割合(注1)又は株券等所有割合(注2)が15%以上となっていると当社取締役会が認める者による大規模買付行為は本プランの対象外とします。

- ① 当社が発行者である株券等(注3)に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が15%以上(注4)となる当該株券等の買付けその他の取得(注5)
- ② 当社が発行者である株券等(注6)に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者(注7)の株券等所有割合との合計が15%以上(注4)となる当該株券等の買付けその他の取得(注8)
- ③ 上記①又は②に規定される各行為が行われているか否かにかかわらず、当社の特定の株主が当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本③について同じとします)との間で行う行為であり、且つ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当することとなるような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(注9)を樹立する行為(注10)(ただし、当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合が15%以上となる場合に限り)

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)当社の特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当社の特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます）は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者（同法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項により共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）。以下同じ）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注4) 本プランでは15%を基準とさせていただくこととしておりますが、これは、(i)米国のいわゆるライツ・プランでも15%を対抗措置の発動基準としている例が多数存在し、わが国でも15%を対抗措置の発動基準として用いている例が見られること、(ii)企業会計上、15%が持分法適用の有無を決する一つの基準として用いられていること、(iii)2019年3月31日現在で、上位2名の大株主を除き、当社所有の自己株式を含む発行済株式の総数に対する所有株式数の割合が7%を超える株主は存在せず、当社の株主構成は広く分散していること等々の事情を総合的に勘案したものです。なお、当社の筆頭株主である株式会社読売新聞グループ本社は、当社の第2位の株主である日本テレビ放送網株式会社の所有する当社株式等の間接所有割合も含めて当社の議決権の34.01%に当たる株式を保有しておりますが、株式会社読売新聞グループ本社、日本テレビ放送網株式会社及び当社は、それぞれ独立した意思決定を行っており、また当社の営業取引も他の一般企業との取引が大部分を占めていることから、当社が株式会社読売新聞グループ本社及び日本テレビ放送網株式会社より受ける影響は、限定的なものです。
- (注5) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注8) 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

(注9) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとしします。

(注10) 上記③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が合理的に行うものとしします。なお、当社取締役会は、当該③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を要請するものとしします。

(b) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます）を遵守することを誓約する旨の大規模買付者代表者による署名又は記名捺印のなされた書面及び当該署名又は記名捺印を行った代表者の資格証明書（以下、総称して「意向表明書」といいます）を当社代表取締役社長宛てに提出していただきます。当社代表取締役社長は、上記の意向表明書を受領した場合、直ちにこれを当社取締役会及び独立委員会に提出します。

意向表明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約のほか、大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、大規模買付者が現に保有する当社の株券等の種類及び数、意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式の取引状況及び企図されている大規模買付行為の概要等も明示していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

当社は、大規模買付者から意向表明書の提供があった場合、当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等に従って直ちに株主及び投資家の皆様に対して開示します。

(c) 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会及び独立委員会が意向表明書を受領した日から5営業日（初日不算入）以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、次の①から⑩までに掲げる情報（以下、総称して「大規模買付情報」といいます）を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、直ちにこれを独立委員会に対して提供します。

なお、当社取締役会又は独立委員会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会及び独立委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成して（以下「意見形成」といいます）、又は代替案を立案して（以下「代替案立案」といいます）株主の皆様に対して適切

に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めた上で、当該定められた具体的期間及び合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会及び独立委員会による意見形成及び代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

また、当社取締役会又は独立委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、適用ある法令等に従って直ちにその旨を株主及び投資家の皆様に対して開示します。さらに、当社は、当社取締役会又は独立委員会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を、適用ある法令等に従って株主及び投資家の皆様に対して必要に応じて開示します。

- ① 大規模買付者及びそのグループ会社等（主要な株主又は出資者（直接・間接を問いません。以下同じ）及び重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンド又はその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じ）の概要（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容及び過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）並びに役員の氏名、略歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）を含みます）
- ② 大規模買付者及びそのグループ会社等による、当社株券等の保有状況、当社株券等又は当社若しくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況及び契約状況、並びに当社株券等の貸株及び空売り等の状況
- ③ 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対象となる当社株券等の種類及び数、大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性（大規模買付行為を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）、並びに大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます）
- ④ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ）の有無及び意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容

- ⑤ 大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額及びその算定根拠を含みます）
 - ⑥ 大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者（直接・間接を問いません）を含みます）の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件及び資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容並びに関連する具体的取引の内容を含みます）
 - ⑦ 大規模買付行為の完了後に意図されている当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます）その他大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、当社施設等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
 - ⑧ 大規模買付行為に適用される可能性のある私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます）
 - ⑨ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接・間接を問いません）及びこれらに対する対処方針
 - ⑩ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
 - ⑪ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な意向表明書を当社取締役会及び独立委員会が受領した日から原則として5営業日（初日不算入）以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報
- なお、以上の情報は全て日本語にて提供いただくものとします。

(d) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた下記①又は②の期間（大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会又は独立委員会が判断した旨を当社が開示した日から起算されるものとします）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として設定します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度等を勘案して設定されたものです。

- ① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：60日間（初日不算入）
- ② 上記①を除く大規模買付けが行われる場合：90日間（初日不算入） 当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。当社取締役会が評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得るものとします。なお、かかる費用は、合理的な範囲で全て当社が負担するものとします。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記(f)記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものとします（なお、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします）。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を、適用ある法令等に従って、直ちに株主及び投資家の皆様に対して開示します。

(e) 独立委員会の設置

当社は、2016年プランにおいて、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、独立社外取締役及び独立社外監査役（それらの補欠者を含みます）並びに社外有識者の中の3名以上から構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます）を設置しているところですが、本プランにおいてもそれを継続します。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した第三者的立場にある外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際して要した費用は、合理的な範囲で全て当社が負担するものとします。

本プランによる買収防衛策の継続当初における独立委員会の各委員の氏名及び略歴は（別紙2）のとおりです。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、独立委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

(f) 独立委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

ア 独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内（延長された場合にはその期間も含まれます）に、次の①から③までに定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

① 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合には、独立委員会は、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。かかる勧告がなされた場合、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って直ちに株主及び投資家の皆様に対して開示します。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って直ちに株主及び投資家の皆様に対して開示します。

② 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、独立委員会は、当該大規模買付者が次の(ア)から(イ)までのいずれかの事情を有していると認められる者であり、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると認められる場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

(ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合

(イ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることにある場合

- (ウ) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合
- (エ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする点にある場合
- (オ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、もっぱら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合
- (カ) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (キ) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買い付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）、部分的公開買付け（当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け）等に代表される、構造上株主の判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- (ク) 大規模買付者による支配権取得により、株主はもとより、顧客、従業員その他の当社の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想される若しくは当社の企業価値の確保及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、又は大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (ケ) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合

- (コ) 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (カ) その他(ア)から(コ)までのいずれかに準じる場合で、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

③ 独立委員会によるその他の勧告等

独立委員会は、当社取締役会に対して、上記のほか、適宜当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の最大化の観点から必要な内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の廃止の決定等を行うことができるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

イ 当社取締役会による決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当該大規模買付行為が、「対抗措置発動等ガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます。本ガイドラインの骨子は、（別紙3）のとおりです）に定める手続に従わない場合等一定の要件に該当すると判断する場合、本ガイドラインに基づき、対抗措置の発動、不発動又は中止その他必要な決議を行うものとします。なお、独立委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置発動の決議を行い、又は不発動の決議を行わず、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様へ問うべく下記のウの方法により当社株主総会を招集することができるものとします。かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って直ちに株主及び投資家の皆様に対して開示します。

ウ 当社株主総会の招集

当社取締役会が自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会を開催すべきと判断した場合には、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集します。この場合には、大規模買付行為は、株主総会における対抗措置の発動議案の否決及び当該株主総会の終結後に開始されるべきものとします。

当社取締役会は、かかる手続によって実施された株主総会の決議に従い、対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとし、当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付行為に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

なお、当該株主総会の招集手続が開始された場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は当社株主総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って直ちに株主及び投資家の皆様に対して開示します。

(g) 大規模買付情報の変更

上記(c)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会又は独立委員会が、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨及びその理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って直ちに株主及び投資家の皆様に対して開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取り扱い、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとしします。

(h) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てによるものとしします（以下、発行される新株予約権を「本新株予約権」といいます）。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあるものとしします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、（別紙４）に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てを実施する場合には、(i) 例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件や、(ii) 新株予約権者が例外事由該当者に当たるか否かにより異なる対価で当社がその本新株予約権を取得できることを内容とする取得条項（例外事由該当者以外の新株予約権者が保有する本新株予約権についてはこれを当社がその普通株式と引換えに取得する一方、例外事由該当者に該当する新株予約権者が保有す

る本新株予約権については、当社が適当と認める場合には、これを現金、債券、社債若しくは新株予約権付社債その他の財産、又は本新株予約権に代わる新たな新株予約権（場合によりその一部を当社普通株式をもって代えることもできます）と引換えに取得することができることを内容とする条項）、又は(iii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができることを内容とする取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果やその対抗措置としての相当性を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

3. 本プランによる買収防衛策の継続、本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更について

本プランの有効期間は、本議案が可決されたときから2022年6月30日までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。よって、本プランは、株主の皆様のご意向に従い、随時これを廃止させることが可能です。

本プランについては、本年以降、必要に応じて、当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止又は変更の是非につき検討を行い、必要な場合には所要の決議を行います。

また、当社は、企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、本プランの全体的な趣旨に反しない範囲であって、かつ、法令等の改正若しくはこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得た上で、上記当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会以外の時機においても、必要に応じて本プランを見直し、又は変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等に従って直ちに株主及び投資家の皆様に対して開示します。

4. 株主及び投資家の皆様への影響について

(1) 本プランによる買収防衛策の継続時に本プランが株主及び投資家の皆様へ与える影響

本プランによる買収防衛策の継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プランによる買収防衛策の継続時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接に具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の発行時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置を執ることがありますが、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の発行時においても、保有する当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接に具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式一株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

無償割当てがなされた本新株予約権の行使及び取得の手続について株主の皆様に関係する手続は、次のとおりです。

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、法令及び当社定款に従い、これを公告します。この場合、基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられます。

なお、株主割当ての方法により本新株予約権の発行が行われる場合には、別途当社取締役会決議で定める募集新株予約権の引受けの申込みの期日までに、申込書を申込取扱場所に提出することにより、募集新株予約権の引受けの申込みをすることが必要となります（当該申込みの期日までに申込みがなされない場合には、当該株主は、本新株予約権の割当てを受ける権利を失い、本新株予約権を引き受けることができなくなります）。

これに対して、本新株予約権の無償割当てが行われる場合には、上記のような申込みの手続は不要となり、基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

当社は、基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、株主ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約する文言、

並びに当社普通株式の振替を行うための口座に関する情報を含むことがあります) その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、本新株予約権 1 個あたり 1 円を払込取扱場所に払い込むとともに、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出することにより、1 個の本新株予約権につき 1 株の当社普通株式が発行されることとなります。ただし、例外事由該当者は、当該新株予約権を行使できない場合があります。

他方、当社が本新株予約権を取得条項に基づき取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります(なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類、当社普通株式の振替を行うための口座に関する情報を記載した書類のほか、ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出いただくことがあります)。ただし、例外事由該当者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならない、又はその有する本新株予約権の取得の対価として交付される財産の種類が他の株主の皆様と異なり、現金、債券、社債若しくは新株予約権付社債その他の財産、又は本新株予約権に代わる新たな新株予約権(場合によりその一部を当社普通株式をもって代えることもあります)が交付されることがあります。具体的には、例えば、例外事由該当者に本新株予約権の取得の対価として交付される財産の種類が他の株主の皆様と異なり現金となる場合には、他の株主の皆様の議決権は希釈化されない一方、他の株主の皆様が現金を受け取ることはできないこととなります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等に従って、株主及び投資家の皆様に対して適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認下さい。

5. 本プランの合理性について

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

(1) 企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上

本プランは、上記1記載のとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

(2) 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

(3) 株主意思の重視

当社は、本議案を本定時株主総会に付議し、本プランの発効を、株主の皆様のご承認に係らしめることで、株主の皆様のご意思を確認・反映させていただきます。また、当社取締役会は自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会を開催することができ、当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、その発動は行われなことから、本プランによる対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を反映することが可能です。さらに、前述したとおり、当社株主総会又は株主総会において選任された取締役により構成される取締役会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様のご意思に係らしめられています。

(4) 当社取締役会による外部専門家の意見の取得

上記2(d)記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得た上で検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

(5) 独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重

当社は、上記2(e)記載のとおり、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、独立社外取締役及び独立社外監査役（それ

らの補欠者を含みます)並びに社外有識者の中から委員を選任する独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、且つ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。また、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した第三者的立場にある外部専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等)の助言を得ること等ができます。これにより、独立委員会の勧告に係る判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

(6) ガイドラインの設定

当社は、本プランにおける各手続において当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、本ガイドラインを設けています。本ガイドラインの制定により、対抗措置の発動、不発動又は中止に関する判断の際に拠るべき基準が客観性・透明性の高いものとなり、本プランにつき十分な予測可能性が確保されることとなります(本ガイドラインの骨子は(別紙3)をご参照下さい)。

(7) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

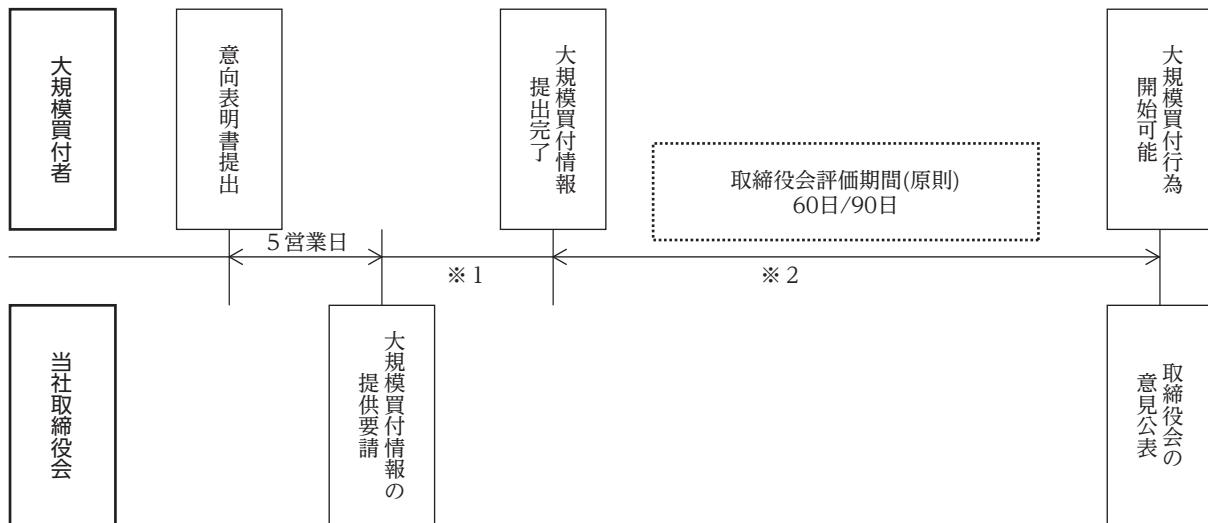
本プランは、上記3記載のとおり、当社の株主総会又は株主総会において選任された取締役により構成される取締役会の決議によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)又はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)ではありません。

以 上

(別紙1)

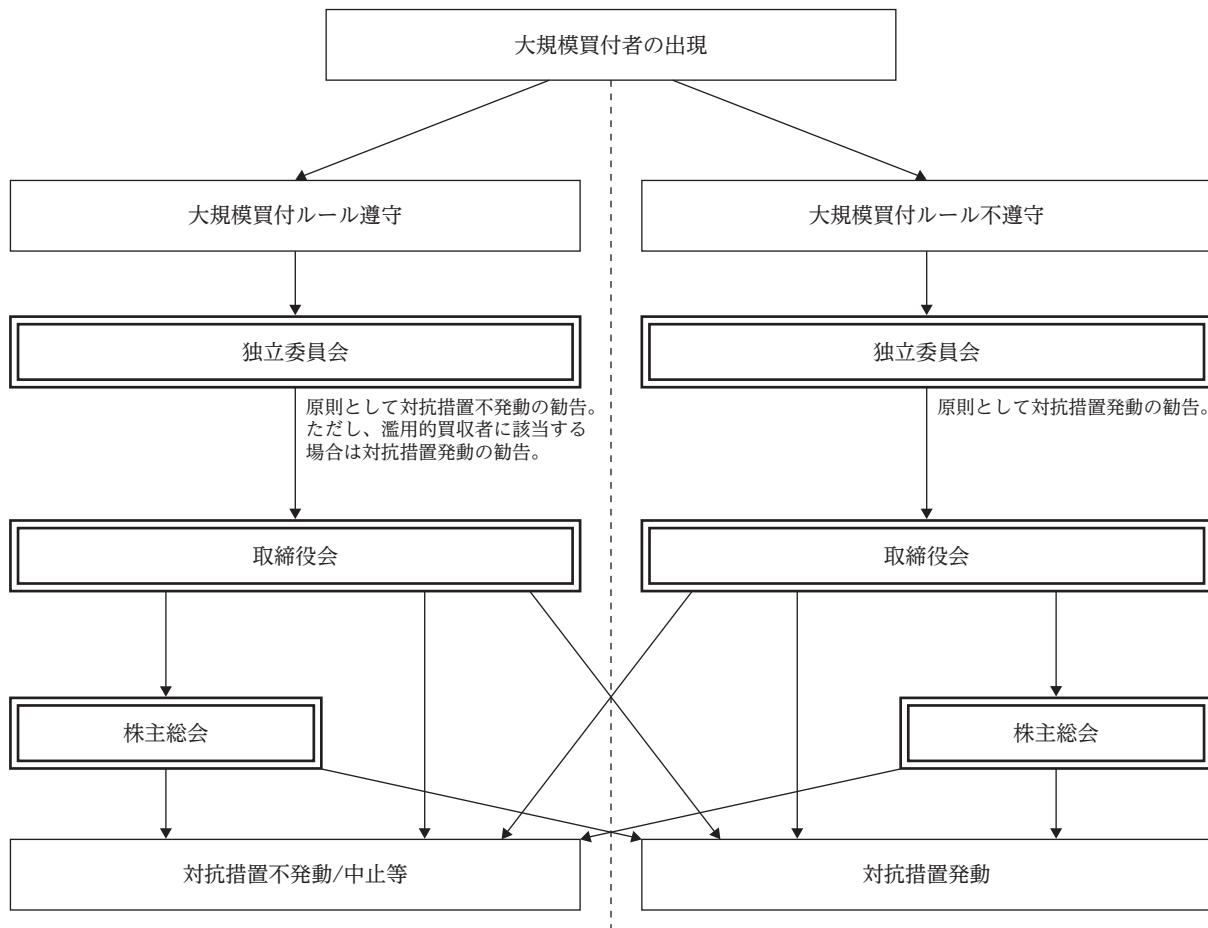
本プランの手続の流れ

【大規模買付ルールに関する概要】



- ※1：当社取締役会又は独立委員会が、当初提供を受けた情報だけでは当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会及び独立委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成して（以下「意見形成」といいます）、又は代替案を立案して（以下「代替案立案」といいます）株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めた上で、当該定められた具体的な期間及び合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会及び独立委員会による意見形成及び代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。
- ※2：対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間（初日不算入）、その他の大規模買付行為の場合には90日間（初日不算入）とします。なお、独立委員会が取締役会評価期間内に一定の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものとします（なお、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします）。
- ※3：独立委員会は当社取締役会に対し必要に応じて勧告を行います。
- ※4：当社取締役会は、必要に応じ、当社取締役会として株主の皆様へ大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等の提示を行い、また、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行います。
- ※5：当社取締役会が自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会を開催すべきものと判断した場合には、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集します。

【対抗措置発動に関する概要】



※ 別紙1は、本プランの手続の流れに関する概要を記載したものです。

(別紙2)

独立委員会委員の氏名及び略歴

[氏名]

松田 昇 (1933年12月13日生)

[略歴]

1963年4月 東京地検検事
1985年8月 東京高検特別公判部長
1987年8月 東京地検特別捜査部長
1989年9月 最高検検事
1993年7月 法務省矯正局長
1995年7月 最高検刑事部長
1996年6月 預金保険機構理事長
2004年6月 三菱自動車工業株式会社企業倫理委員会委員長
2004年9月 弁護士登録
2016年3月 株式会社読売巨人軍取締役オーナー代行 (現)

[氏名]

池谷 修一 (1954年3月10日生)

[略歴]

1978年4月 監査法人井上達雄会計事務所 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所
1991年4月 井上斎藤監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 代表社員
1993年10月 朝日監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 代表社員
2008年6月 あずさ監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 本部理事、第5事業部長
2012年9月 有限責任あずさ監査法人 監事
2016年7月 公認会計士池谷修一事務所代表 (現)
2017年6月 株式会社J-オイルミルズ監査役 (現)
2018年6月 セントケア・ホールディング株式会社監査役 (現)

[氏名]

矢作 光明 (1948年3月3日生)

[略歴]

1970年 4 月	株式会社三井銀行入行
1998年 6 月	株式会社さくら銀行取締役
2003年 6 月	株式会社三井住友銀行常務取締役
2004年 4 月	株式会社三井住友銀行専務取締役
2005年 6 月	株式会社三井住友銀行副頭取
2007年 6 月	株式会社日本総合研究所代表取締役会長
2007年 6 月	東レ株式会社監査役
2008年 6 月	ソニー株式会社取締役
2008年 6 月	三井造船株式会社監査役
2012年 6 月	株式会社日本総合研究所特別顧問
2018年 4 月	株式会社日本総合研究所顧問 (現)

(別紙3)

対抗措置発動等ガイドライン骨子

1. 目的

対抗措置発動等ガイドライン（以下「本ガイドライン」という）は、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本プラン」という）に関し、当社取締役会及び独立委員会（下記6に規定される）が、大規模買付者（以下に規定される）が出現した場合に、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上の観点から、新株予約権の無償割当て等による対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行う場合に備え、予めその手続及び行動指針を定めることを目的とする。

本ガイドラインにおいて、「大規模買付行為」とは、次の①から③までのいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除く）又はその可能性のある行為を意味し、「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者を意味するものとする。なお、本プランの効力発生時点で既に株券等保有割合（注1）又は株券等所有割合（注2）が15%以上となっていると当社取締役会が認める者による大規模買付行為は本プランの対象外とする。

- ① 当社が発行者である株券等（注3）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が15%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注4）
- ② 当社が発行者である株券等（注5）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者（注6）の株券等所有割合との合計が15%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注7）
- ③ 上記①又は②に規定される各行為が行われているか否かにかかわらず、当社の特定の株主が当社の他の株主（複数である場合を含む。以下本③について同じ）との間で行う行為であり、且つ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当することとなるような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注8）を樹立する行為（注9）（ただし、当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合が15%以上となる場合に限る）

（注1）金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいう。以下別段の定めがない限り同じとするが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)当社の特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当社の特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」という）は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者（同法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項により共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。以下同じ））とみなす。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとする。

- (注2) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいう。以下別段の定めがない限り同じ。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報参照することができるものとする。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。
- (注4) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含む。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいう。以下本②において同じ。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなす。以下別段の定めがない限り同じ。
- (注7) 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含む。
- (注8) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとする。
- (注9) 上記③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が合理的に行うものとする。なお、当社取締役会は、当該③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を要請するものとする。

2. 対抗措置の発動

独立委員会は、(1)大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合（大規模買付者が当社取締役会が定める合理的期間内に必要な追加情報の提供を行わない場合や大規模買付者が当社取締役会との協議・交渉に応じない場合を含む）で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合には原則として対抗措置の発動を行うことを当社取締役会に勧告し、又は、(2)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付者が、次の(ア)から(イ)までのいずれかの事情を有していると認められる者（以下「濫用的買収者」という）であり、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると認められる場合には対抗措置の発動を行うことを当社取締役会に勧告するものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し対抗措置の発動を決議するものとする。

ただし、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとする。

なお、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置発動の決議を行い、又は不発動の決議を行わず、対抗措置を発動するか否かを株主に問うべく当社株主総会を可及的速やかに招集することができるものとする。

- (ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合
- (イ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- (ウ) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合
- (エ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合
- (オ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、もっぱら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合
- (カ) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含むがこれらに限られない）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (キ) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買い付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）、部分的公開買付け（当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け）等に代表される、構造上株主の判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- (ク) 大規模買付者による支配権取得により、株主はもとより、顧客、従業員その他の当社の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想される若しくは当社の企業価値の確保及び向

上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、又は大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合

- (ケ) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- (コ) 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (サ) その他(ア)から(コ)までのいずれかに準じる場合で、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

3. 対抗措置の不発動

当社取締役会は、次の場合には、対抗措置を発動しない。

- (1) 当社の総株主の議決権の2分の1以上を有する株主（ただし、例外事由該当者を除く）が大規模買付者による大規模買付行為に応じる意思を明示的に表明した場合
- (2) 当社取締役会が、大規模買付者との間で十分な協議・交渉を行った結果、大規模買付者が濫用的買収者に該当しないと判断した場合
- (3) 本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合
- (4) その他当社取締役会が別途定める場合

4. 対抗措置の廃止

当社取締役会は、次の場合には、対抗措置を廃止する。

- (1) 当社株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (2) 独立委員会の全員一致による決定があった場合
- (3) その他当社取締役会が別途定める場合

5. 対抗措置の内容

原則として、新株予約権の無償割当てによるものとする（以下、発行される新株予約権を「本新株予約権」という）。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあるものとする。

なお、大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、(別紙4)に記載のとおりとし、(i)当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者、その共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として、独立委員会による助言を踏まえて取締役会が認定した者等(以下「例外事由該当者」という)による権利行使は認められないとの行使条件や、(ii)新株予約権者が例外事由該当者に当たるか否かにより異なる対価で当社がその本新株予約権を取得できることを内容とする取得条項(例外事由該当者以外の新株予約権者が保有する本新株予約権についてはこれを当社がその普通株式と引換えに取得する一方、例外事由該当者に該当する新株予約権者が保有する本新株予約権については、当社が適当と認める場合には、これを現金、債券、社債若しくは新株予約権付社債その他の財産、又は本新株予約権に代わる新たな新株予約権(場合によりその一部を当社普通株式をもって代えることもできる)と引換えに取得することができることを内容とする条項)、又は(iii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするとともに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができることを内容とする取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果やその対抗措置としての相当性を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることができるものとする。

6. 独立委員会

独立委員会は3名以上で構成され、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、独立社外取締役、独立社外監査役(それらの補欠者を含む)及び社外有識者の中から、当社取締役会により選任される。なお、これらの者は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した第三者的立場にある外部専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等)の助言を得ること等ができる。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、合理的な範囲で全て当社が負担するものとする。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会の委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

7. 適時開示

当社取締役会は、本プラン上必要な事項について、株主及び投資家に対して、適用ある会社法及び金融商品取引法、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社の株式等が上場されている金融商品取引所の規則等(以下、総称して「法令等」という)に従って、適時且つ適切な開示を行うものとする。

8. 本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2019年6月20日開催予定の当社第95回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という）において、本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案が可決されたときから2022年6月30日までとする。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとする。

なお、当社取締役会は、必要に応じて、本定時株主総会以降に行われる当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、本プランの継続、廃止又は変更の是非につき検討を行い、必要な場合には所要の決議を行うものとする。

また、当社取締役会は、企業価値又は株主共同の利益の確保・向上の観点から、本プランの全体的な趣旨に反しない範囲であって、かつ、法令等の改正（法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含む）若しくはこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得た上で、上記当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会以外の時機においても、必要に応じて本プランを見直し、又は変更するものとする。

以 上

(別紙4)

新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要

1. 割当対象株主

取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てを実施する。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする（なお、取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者、その共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として、独立委員会による助言を踏まえて取締役会が認定した者等（以下「例外事由該当事者」という）による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得る）。

7. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反をした日その他の一定の事由が生じること又は取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、取締役会の決議に従い、新株予約権の全部又は例外事由該当事者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得すること

ができることを内容とする取得条項を取締役会において付すことがあり得る。

- (2) 前項の取得条項においては、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき予め定める数の当社普通株式（以下「交付株式」という）を交付し、例外事由該当者に当たる新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき交付株式の当該取得時における時価に相当する価値の現金、債券、社債若しくは新株予約権付社債その他の財産、又は当該新株予約権に代わる新たな新株予約権（これらの全部又は一部を当社普通株式に代えることもあり得る）を交付する旨の定めを設ける場合がある。

8. 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

- (a) 株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (b) 独立委員会の全員一致による決定があった場合
- (c) その他取締役会が別途定める場合

9. 新株予約権の処分に関する協力

新株予約権の割当てを受けた例外事由該当者が当社の企業価値又は株主共同の利益に対する脅威ではなくなったと合理的に認められる場合には、当社は、独立委員会への諮問を経て、当該例外事由該当者の所有に係る新株予約権又は新株予約権の取得対価として当該例外事由該当者に対し交付された新株予約権の処分について、買取時点における公正な価格（投機対象となることによって高騰した市場価格相当額を排除して算定するものとする）で第三者が譲り受けることを斡旋する等、合理的な範囲内で協力するものとする。ただし、当社はこのことに関し何らの義務を負うものではない。

10. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、取締役会において別途定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都文京区後楽1丁目3番61号

東京ドームホテル 地下1階 天空 TEL 03(5805)2111 (代表)



- J R 中央線・総武線：水道橋駅東口徒歩2分
- 都営地下鉄三田線：水道橋駅A2出口徒歩1分
- 都営地下鉄大江戸線：春日駅6番出口徒歩6分
- 東京メトロ丸ノ内線・南北線：後楽園駅2番出口徒歩5分

株式会社よみうりランド

〒206-8566 東京都稲城市矢野口4015番地1

TEL 044(966)1131



UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。